

このガイドブックの使い方

解体工事では、建設業者※が事前に建物内のフロンを使用している業務用冷凍空調機器の有無を確認し、その結果を書面(事前確認書)に記載し、工事発注者(施主)に説明することがフロン回収・破壊法で規定されています。

フロンを使用している業務用冷凍空調機器があった場合は、工事発注者(施主)がフロン回収の手続きを行わなくてはなりません。

このガイドブックは、法律で定められている業務用冷凍空調機器の事前確認を段取りよく行い、フロン回収に関する手続を工事発注者(施主)にわかりやすく説明できるように、建設業者にとって実務的な内容をまとめました。

関係者の皆様は、このガイドブックを活用して、法律に基づく適正な手続きをお願いいたします。

※ この「建設業者」とは元請業者(工事発注者から直接解体工事を請け負おうとする建設業者)のことです。このガイドブックでは、建設業法で規定する「建設業者」、建設リサイクル法で規定する「解体工事業者」、その他解体工事に関与する事業者全体を総称して「建設業者」としています。

業務用冷凍空調機器を廃棄するときは、 機器の所有者が専門業者（フロン回収 業者）にフロン回収を依頼しなくてはなり ません

フロンを使用している業務用冷凍空調機器を廃棄するときは、機器の所有者（工事発注者、施主）が費用を負担して、フロン回収業者（都道府県に登録されている業者）に機器に充てんされているフロンの回収を依頼しなくてはなりません。

もしも、未回収の機器からフロンを放出させると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法律第38条）。

この罰則は機器の所有者ではなく、放出した本人に課せられます。



解体工事で建設業者がすべきこと

建設業者は、工事発注者から解体工事※¹を請け負おうとするときは、解体する建物内のフロンを使用している業務用冷凍空調機器の**有無を確認**し※²、その結果を書面「**事前確認書**」に記入し、工事発注者（施主）に**説明**しなくてはなりません（法律第19条の2）。

※¹ 解体工事には、建物を改修する工事や建設リサイクル法の対象建設工事とならない小規模工事も含みます。このような解体工事をフロン回収・破壊法では「特定解体工事」と呼んでいます。

※² 建設業者で業務用冷凍空調機器の事前確認の仕方が分からない場合はフロン回収業者に相談して下さい。

建設業者が行う事前確認に際して、工事発注者がすべきこと

工事発注者（施主）は、建設業者が行う建物内の業務用冷凍空調機器の**事前確認に協力**しなくてはなりません（法律第19条の2）。

この場合の協力とは、具体的には建設業者が機器を確認するために建物内に立ち入ることを許可することや建物の図面を提供することなどです。

手順のフロー

解体工事の発注・請負から、事前確認、フロン回収、解体工事の着工に至る手順は以下のフローで行います。

①解体工事の発注

工事発注者



工事発注者(施主)が建設業者に解体工事を発注します。

②事前確認 (3、6～11ページ)

建設業者



建設業者は解体する建物内のフロンを使用している業務用冷凍空調機器の有無を確認し、その結果を事前確認書に記入して、工事発注者に説明します。

参考: 業務用冷凍空調機器があったときには、機器に「フロン未回収シール」を貼ることをお勧めします。(→11ページ)



③フロン回収の依頼

(業務用冷凍空調機器があった場合)

工事発注者



フロン回収業者にフロン回収を依頼します。
工事発注者が直接フロン回収業者に依頼する場合と、建設業者が発注者から委託を受けて、フロン回収業者への依頼を取り次ぐ場合があります(→13ページ)。フロン回収業者は各都道府県のホームページで調べることができます(「都道府県名」と「フロン回収」で検索して下さい)。

④ フロン回収業者による現場調査

フロン回収業者



フロン回収業者が機器の設置現場を調査して、フロン回収にかかる時間と費用を見積もります。

工事発注者及び建設業者は、フロン回収業者の現場への立ち入りや図面の提供などフロン回収業者が行う現場調査に協力して下さい。

⑤ 行程管理票の記入(12～16ページ)

工事発注者



工事発注者は行程管理票を入手して、必要事項を記入します。記入した行程管理票はフロン回収業者に直接、又はフロン回収業者への依頼を取り次ぐ建設業者に渡します。

行程管理票はINFREP(フロン回収推進産業協議会)から直接、又はINFREPのホームページ(<http://www.infrep.jp/nyusyusaki.pdf>)に掲載されている入手先から購入して下さい。

⑥ フロン回収業者によるフロン回収(17ページ)

フロン回収業者



フロン回収業者がフロン回収を行います。

工事発注者及び建設業者は、電源の提供などフロン回収業者が行う作業に協力して下さい。

⑦ 解体工事の着工

建設業者



建物を解体する前にフロン回収を終えておくようにして下さい。

なお、フロン回収後の機器は、廃棄物処理法に従って適切に処理して下さい。

「業務用冷凍空調機器」とは？

店舗や事務所で使われているエアコンや飲食店の厨房にある冷蔵庫、食料品店の冷凍冷蔵ショーケースなど、家電製品(家庭用のエアコンや冷蔵庫)以外の業務用の冷凍冷蔵機器、空調機器はすべて「**業務用冷凍空調機器**」に該当します。



パッケージエアコン室内機



パッケージエアコン室外機



業務用冷蔵庫



内蔵型ショーケース



卓上型冷水機



床置型冷水機



別置型ショーケース

平成14年4月以降に購入された業務用冷凍空調機器には機器本体にフロン回収・破壊法に基づく**表示**がされています(法律第39条)。

表示が見あたらない場合は、機器メーカー、販売店等に問い合わせ確認して下さい。

フロン回収・破壊法 第一種特定製品

- (1) フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
- (2) この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要です。
- (3) 冷媒の種類と数量

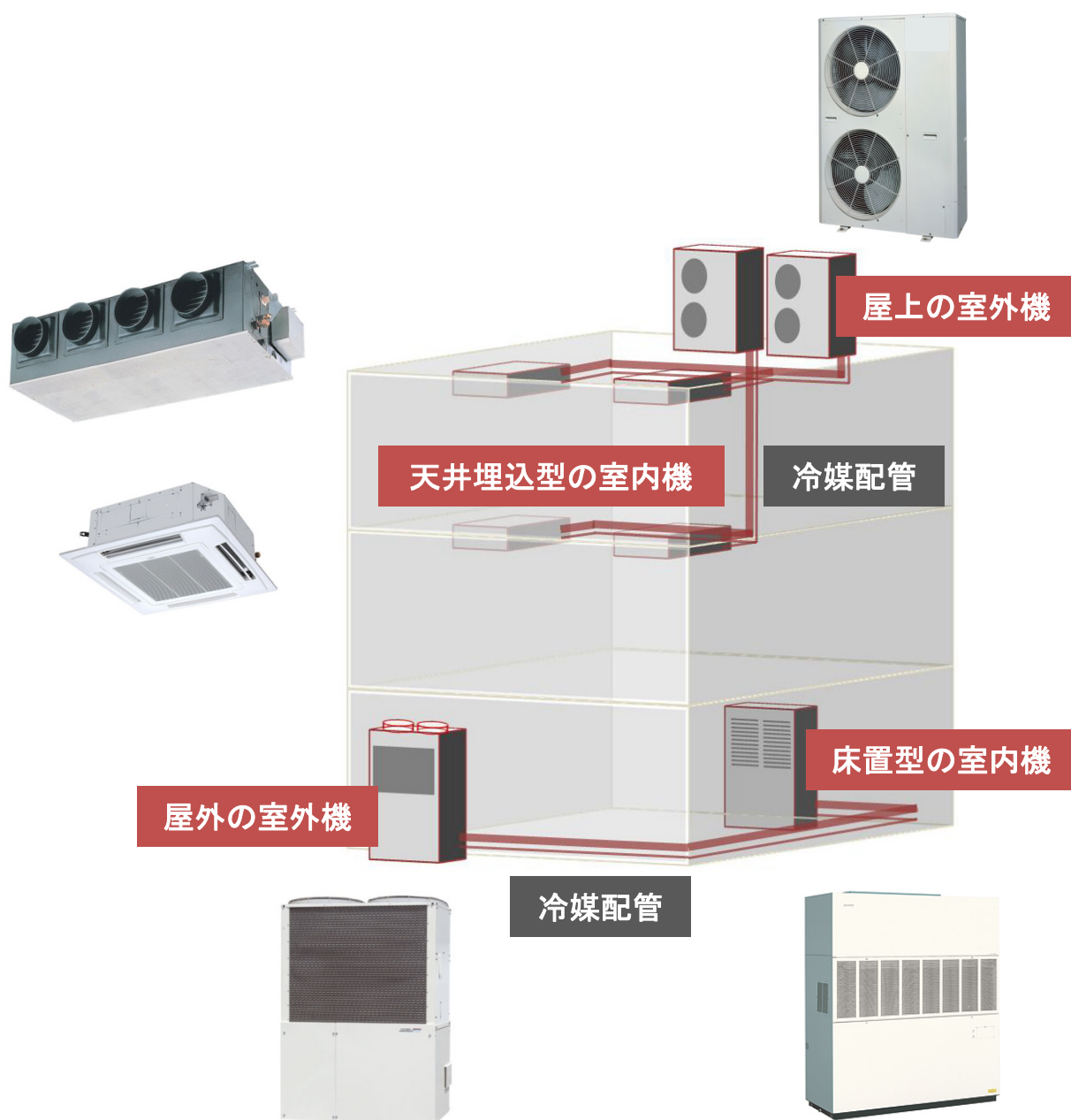
種類	冷媒番号	数量(kg)
HFC	R134a	2.0 kg

表示例

(社)日本冷凍空調工業会のガイドラインによるもの

空調機器はほぼすべての建物にあります

一部の工場、倉庫などを除き、店舗や事務所、公共施設など**ほぼすべての建物**に空調機器は設置されており、ノンフロン冷凍機や吸収式冷凍機など一部の機器を除き、冷媒としてフロンが使用されています。



家庭用のエアコンや冷蔵庫は？

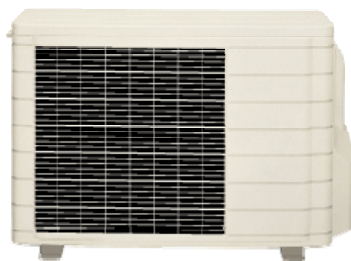
家庭用のエアコンや冷蔵庫が見つかった場合は、「家電リサイクル法」にしたがった手続きが必要です。工事発注者から市区町村に問い合わせ、指定業者等に収集を依頼するよう、建設業者は工事発注者に説明して下さい※。

なお、家電リサイクル法の担当窓口は市区町村のホームページ等で確認できます。

※ 工事発注者(機器所有者)が家電リサイクル券を郵便局等で購入して、指定引取場所に持ち込むか、指定業者等に引き取ってもらうことになります。



ルームエアコン室内機



ルームエアコン室外機



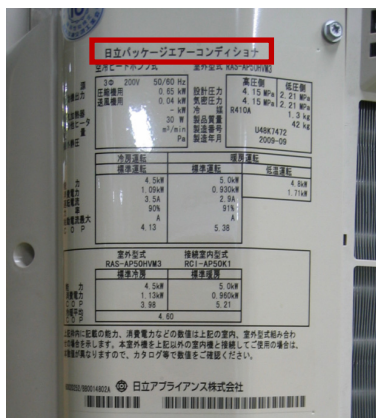
家庭用冷蔵庫

業務用機器と家電製品との違い

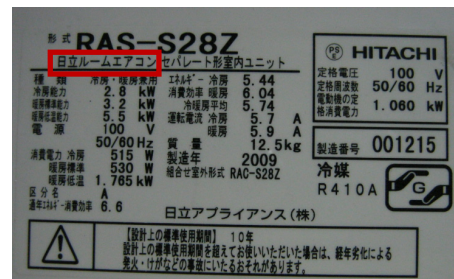
フロン回収・破壊法でフロン回収が義務付けられている業務用機器と家電リサイクル法の対象となっている家電製品との違いは、事務所や店舗、家庭といった**設置場所で決まるのではなく、その製品が業務用機器として製造されたか、家電製品として製造されたか、メーカーで製造される段階で決められています**。従って、事務所で使われていても家電製品であれば、家電リサイクル法の対象となります。

業務用機器と家電製品の見分け方

エアコンなどでは、業務用機器か家電製品か見分けがつきにくいものがあります。フロン回収・破壊法に基づく表示(6ページ)以外に、製品本体に貼られている製品名等を表示した銘板やシールに「**パッケージエアコン(又は、パッケージエアコンディショナ)**」と書かれているものは業務用機器、「**ルームエアコン**」と書かれているものは家電製品です。



業務用エアコンの表示例



家庭用エアコンの表示例

事前確認書の記入方法

建設業者は、次の①～⑤の事項を事前確認書に記入して下さい。

(記入例)

フロン回収・破壊法に基づく第一種特定製品設置に関する
事前確認書

書面交付日 平成〇〇年〇月〇日

①書面の交付日

②工事発注者(施主)の氏名・住所

③建設業者の氏名・住所

④解体工事の名称・住所

⑤業務用冷凍空調機器の有無

特定解体工事発注者
(氏名) 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 殿
(住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

特定解体工事元請業者
(氏名) 〇〇解体 代表 〇〇〇〇
(住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

フロン回収・破壊法第19条の2第1項の規定に基づき、下記の解体工事の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称 〇〇ビル解体工事
特定解体工事の場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

第一種特定製品の設置の有無
あり 空調機器 ×× 台 冷凍冷蔵機器 ×× 台
なし 次の1又は2のうち該当するものに〇印を付けて下さい。
1. 元々設置されていなかった。
2. 撤去済みだった。

「事前確認書」は、INFREPのホームページ(<http://www.infrep.jp/>)からダウンロードできますが、建設業者自ら作成することもできます。その場合、上の①～⑤は必須事項ですので、必ず記入して下さい。

確実にフロン回収を行うために

確実にフロン回収を行うために、事前確認で業務用冷凍空調機器が確認されれば、フロン使用機器の目印として下の「フロン未回収シール(赤シール)」を貼り付けることをINFREPでは推奨しています。

また、既に「フロン回収済シール(緑シール)」が貼られている機器は、フロン回収が行われていますので撤去可能です。



フロン未回収シール



フロン回収済シール

このシールの貼付は法律で義務付けられているものではありませんが、フロン回収を確実にを行うため、工事発注者、建設業者、回収業者等の関係者の皆様のご協力をお願いいたします。

このシールの入手を希望される場合は、INFREPまでご連絡下さい(→10ページ)。

行程管理票の記入と保存 (工事発注者の義務)

工事発注者は回収業者にフロン回収を依頼する際に、**行程管理票(回収依頼書又は委託確認書)**に**必要事項**を記入して、フロン回収業者に直接、又はフロン回収の手続きを取り次ぐ建設業者等に、この**書面を渡さなくてはなりません**。又、回収を依頼(委託)した書面(回収依頼書又は委託確認書)の控えと回収後にフロン回収業者から戻された書面(引取証明書又はその写し)は**3年間**保存しておくことが法律で義務付けられています*。

これらの書面は、工事発注者が適正にフロン回収を依頼し、フロンを引き渡したことの**証明**となります。

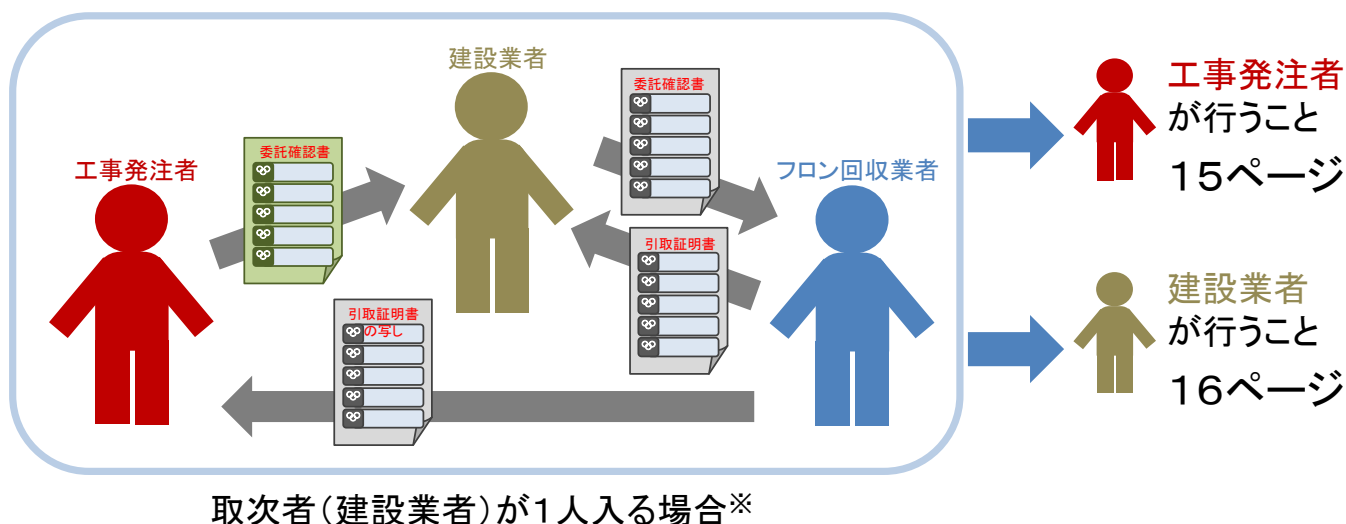
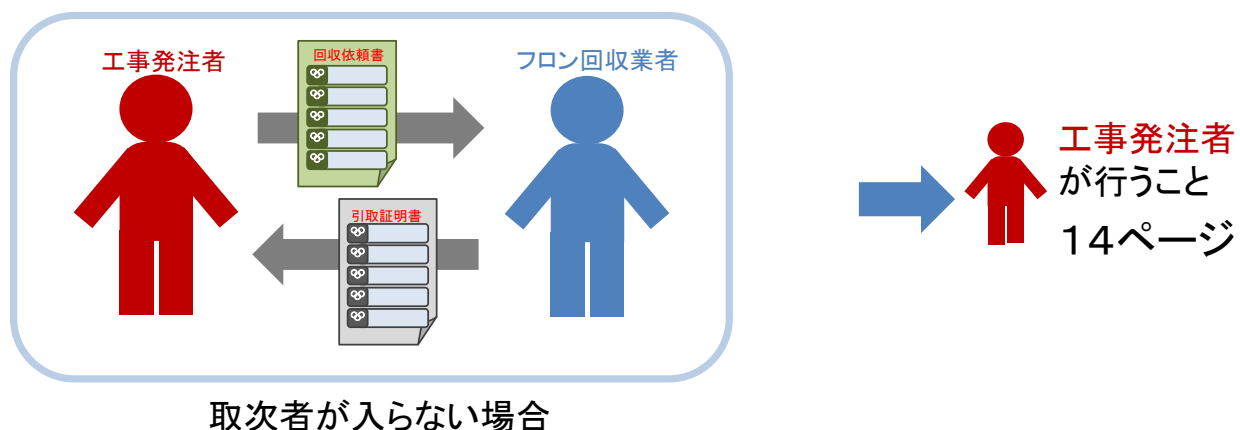
* 書面を保存していない場合、都道府県知事による勧告を受けることがあります。

行程管理票について詳しくは、INFREPで発行している「フロン回収行程管理票ガイドブック」をご覧ください。このガイドブックはINFREPのホームページからダウンロードできます(→10ページ)。



手続を簡単にするために

建設業者が工事発注者からの依頼を受けて、フロン回収業者への回収依頼を取り次ぐことがあります。その場合、建設業者が取次者（行程管理票上の引渡受託者）として、行程管理票を記入・回付することとなりますが、取次者が入れば、必要な書面が増え、手続も複雑になります（下図参照）。そのため、建設業者が工事発注者にフロン回収業者を紹介し、行程管理票のやりとりを**工事発注者とフロン回収業者の間で直接行う**ようにすれば、手続を簡単にすることができます。



※取次者が2人入る場合は「フロン回収行程管理票ガイドブック」をご覧ください。

取次者が入らない場合の工事発注者が行うこと

① 回収依頼書(A票)に記入します。

A票 (記入者: 廃棄等実施者(甲))		委託確認書 (兼 回収依頼書)		((甲)が保存)	
[] 依頼種別・事項		(汎用版)		整理番号 XXXXXXXXXX	
[X] 第一種特定製品廃棄等実施者	(甲) 第一種特定製品の所在する施設(建物名)	〇〇ビル		交付年月日 20XX年 XX月 XX日	
	第一種特定製品の品名	xxx-xxxx 〇〇県〇〇市〇〇町x-x-x			
	(甲)の氏名又は名称	〇〇株式会社			
	(甲)の住所	xxx-xxxx 〇〇県〇〇市〇〇町x-x-x			
	交付担当者氏名	〇〇 〇〇	電 話	XX-XXXX-XXXX	
管理責任者氏名	〇〇 〇〇	FAX	XX-XXXX-XXXX		
エアコンディショナー		XX 台		冷蔵庫及び冷凍機器	
		XX 台		XX 台	
下記の者にフロン類を引渡します。[] 引き渡す旨を確認する。建物解体が伴う場合は必ずチェックする。					
<input type="checkbox"/> (乙) 第一種フロン類引渡受託者 → <input type="checkbox"/> (丙) 第一種フロン類回収業者					
<input checked="" type="checkbox"/> (丁) 第一種フロン類回収業者					
[] 引渡口受託者	(乙)の氏名又は名称			交付年月日 年 月 日	
	(乙)の住所				
	交付担当者氏名			電 話	
	管理責任者氏名			FAX	
	下記の者にフロン類を引渡します。[] 引き渡す旨を確認する。				
<input type="checkbox"/> (丙) 第一種フロン類引渡受託者 → <input type="checkbox"/> (丙) 1) 再委託することを承諾します。					
<input type="checkbox"/> (丙) 2) 第一種フロン類回収業者 (別紙「補充用」を使用して下さい)					
<input type="checkbox"/> (丁) 第一種フロン類回収業者					
[] 引渡口受託者	(丙)の氏名又は名称			交付年月日 年 月 日	
	(丙)の住所				
	交付担当者氏名			電 話	
	管理責任者氏名			FAX	
	下記の者にフロン類を引渡します。[] 引き渡す旨を確認する。				
<input type="checkbox"/> (丙) 1) 再委託することを承諾します。					
<input type="checkbox"/> (丙) 2) 第一種フロン類回収業者 (別紙「補充用」を使用して下さい)					
<input type="checkbox"/> (丁) 第一種フロン類回収業者					
[] 回収業者	登録番号	XXXXXXXX		交付年月日 年 月 日	
	(丁)の氏名又は名称	〇〇株式会社		引取担当者氏名	
	(丁)の住所	xxx-xxxx 〇〇県〇〇市〇〇町x-x-x			
	担当者氏名	〇〇 〇〇	電 話	XX-XXXX-XXXX	
	管理責任者氏名	〇〇 〇〇	FAX	XX-XXXX-XXXX	

「(甲)第一種特定製品廃棄等実施者」の欄を記入します。

整理番号は工事発注者が整理するための任意の番号を記入して下さい。

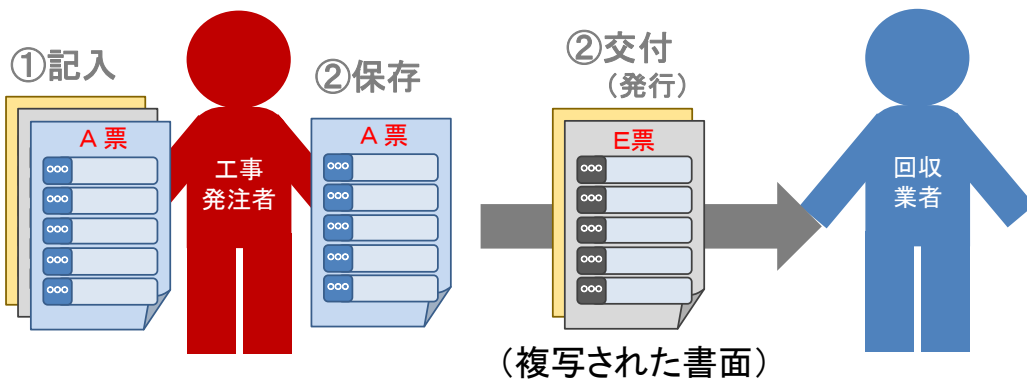
担当者と責任者の氏名を記入して下さい。

フロン類の引渡先として「(丁)第一種フロン類回収業者」をチェックして下さい。

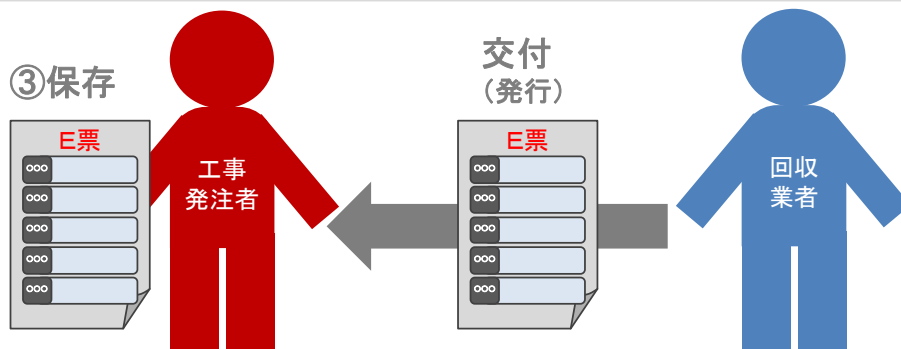
「(丁)第一種フロン類回収業者」の欄を記入します。

回収業者の登録番号、氏名、住所、電話番号等を回収業者に確認して記入して下さい。

② 記入したA票を控えとして保存し(3年間)、複写された後ろの書面(E票、F票だけ)を回収業者に渡して下さい。



③ 回収後、回収業者から渡された引取証明書(E票)を保存して下さい(3年間)。



建設業者が取り次ぐ場合の工事発注者が行うこと

① 委託確認書(A票)に記入します。

A票 (記入者: 廃棄等実施者(甲))		委託確認書 (兼 回収依頼書)		(甲)が保存		
[印刷] [印刷] [印刷] [印刷]		(汎用版)	整理番号	XXXXXX	XXXXXX	
第一種特定製品廃棄等実施者(甲)	第一種特定製品の所在する施設(建物名)	〇〇ビル	交付年月日	20XX年	XX月 XX日	
	第一種特定製品の所在地	xxx-xxxx 〇〇県〇〇市〇〇町x-x-x				
	(甲)の氏名又は名称	〇〇株式会社				
	(甲)の住所	xxx-xxxx 〇〇県〇〇市〇〇町x-x-x				
	交付担当者氏名	〇〇 〇〇	電話	xx-xxxx-xxxx		
管理責任者氏名	〇〇 〇〇	FAX	xx-xxxx-xxxx			
エアコンディショナー	XX 台	冷凍機及び冷凍機	XX 台			
引渡口受託者(乙)	(乙)の氏名又は名称	〇〇株式会社	引渡年月日	年	月 日	
	(乙)の住所	xxx-xxxx 〇〇県〇〇市〇〇町x-x-x				
	交付担当者氏名	〇〇 〇〇	電話	xx-xxxx-xxxx		
	管理責任者氏名		FAX	xx-xxxx-xxxx		
	<input type="checkbox"/> (丙1)第一種フロン類引渡受託者 → <input type="checkbox"/> (丙1)に再委託することを承諾します。					
引渡口受託者(丙1)	(丙1)の氏名又は名称		引渡年月日	年	月 日	
	(丙1)の住所					
	交付担当者氏名		電話			
	管理責任者氏名		FAX			
	<input type="checkbox"/> (丙2)第一種フロン類引渡受託者 → (別紙「補用表」を使用して下さい)					
回収業者(丁)	登録番号		引取年月日	年	月 日	
	(丁)の氏名又は名称		回収担当者氏名			
	(丁)の住所					
	担当者氏名		電話			
	管理責任者氏名		FAX			

「(甲)第一種特定製品廃棄等実施者」の欄を記入します。

整理番号は工事発注者が整理するための任意の番号を記入して下さい。

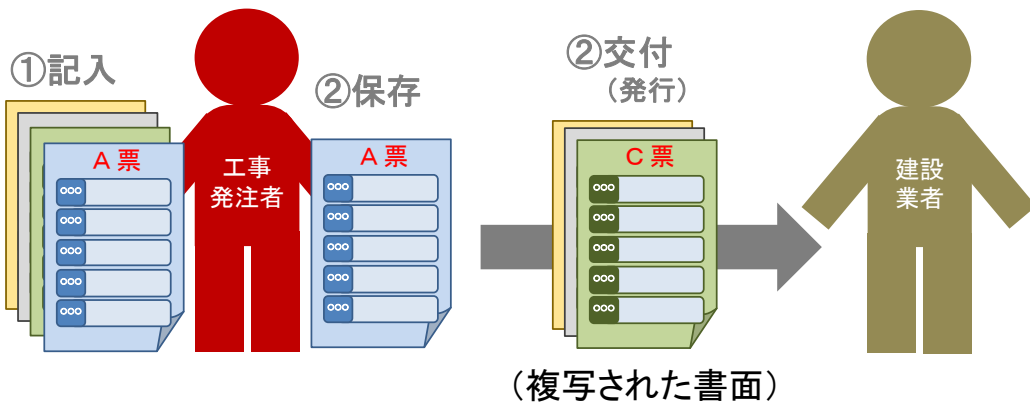
担当者と責任者の氏名を記入して下さい。

フロン類の引渡先として「(乙)第一種フロン類引渡受託者」を、「建物の解体を伴う」をチェックして下さい。

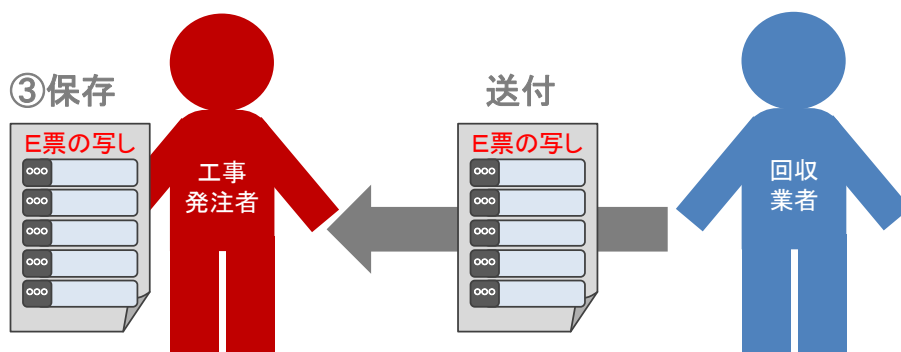
「(乙)第一種フロン類引渡受託者」の欄を記入します。

建設業者の氏名、住所、電話番号等を建設業者に確認して記入して下さい。

② 記入したA票を控えとして保存し(3年間)、複写された2枚目以降の書面を建設業者に渡して下さい。



③ 回収後、回収業者から渡された引取証明書(E票)の写しを保存して下さい(3年間)。



建設業者が取り次ぐ場合の建設業者が行うこと

① 工事発注者から渡された委託確認書(C票)に記入します。

C票 (記入者:引渡受託者(乙)) (乙)が保存

委託確認書 (再委託承諾書)
(汎用版) 整理番号 XXXXXXXXXX

(甲) 第一種特定製品の廃棄等実施者	第一種特定製品の所在する施設(建物)名	〇〇ビル	交付年月日	20XX年XX月XX日	
	第一種特定製品の所在地	〒XXX-XXXX 〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X			
	(甲)の氏名又は名称	〇〇株式会社			
	(甲)の住所	〒XXX-XXXX 〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X			
	交付担当者氏名	〇〇 〇〇	電話	XX-XXXX-XXXX	
	管理責任者氏名	〇〇 〇〇	FAX	XX-XXXX-XXXX	
	エアコンディショナー	XX 台	冷蔵庫及び冷凍機	XX 台	
	下記の者にフロン類を引渡します。(引渡したる者にチェックする。)				
	<input type="checkbox"/> (乙)第一種フロン類引渡受託者 → <input type="checkbox"/> (建物)の全部又は一部解体に伴う				
	<input checked="" type="checkbox"/> (丁)第一種フロン類回収業者				
(乙) 引渡第一種受託者	(乙)の氏名又は名称	〇〇株式会社	交付年月日	20XX年XX月XX日	
	(乙)の住所	〒XXX-XXXX 〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X			
	交付担当者氏名	〇〇 〇〇	電話	XX-XXXX-XXXX	
	管理責任者氏名	〇〇 〇〇	FAX	XX-XXXX-XXXX	
	下記の者にフロン類を引渡します。(引渡したる者にチェックする。)				
	<input type="checkbox"/> (丙1)第一種フロン類引渡受託者 → (丙1)に再委託することを承諾します。 承諾年月日 年 月 日				
	<input checked="" type="checkbox"/> (丁)第一種フロン類回収業者 (甲)の氏名又は名称 〇〇株式会社 (甲)の管理責任者氏名 〇〇 〇〇				
	印				
(丙1) 引渡第一種受託者	(丙1)の氏名又は名称		交付年月日	年 月 日	
	(丙1)の住所	〒			
	交付担当者氏名		電話		
	管理責任者氏名		FAX		
	下記の者にフロン類を引渡します。(引渡したる者にチェックする。)				
	<input type="checkbox"/> (丙2)第一種フロン類引渡受託者 → (別紙「補足用」を使用して下さい。)				
	<input type="checkbox"/> (丁)第一種フロン類回収業者				
(丁) 回収第一種業者	登録番号	XXXXXXXX	フロン類の回収を希望する施設名	年月日	
	引取証書交付年月日			年月日	
	(丁)の氏名又は名称	〇〇株式会社	回収担当者氏名		
	(丁)の住所	〒XXX-XXXX 〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X			
	担当者氏名	〇〇 〇〇	電話	XX-XXXX-XXXX	
	管理責任者氏名		FAX	XX-XXXX-XXXX	

1)第一種フロン類引渡受託者(乙)

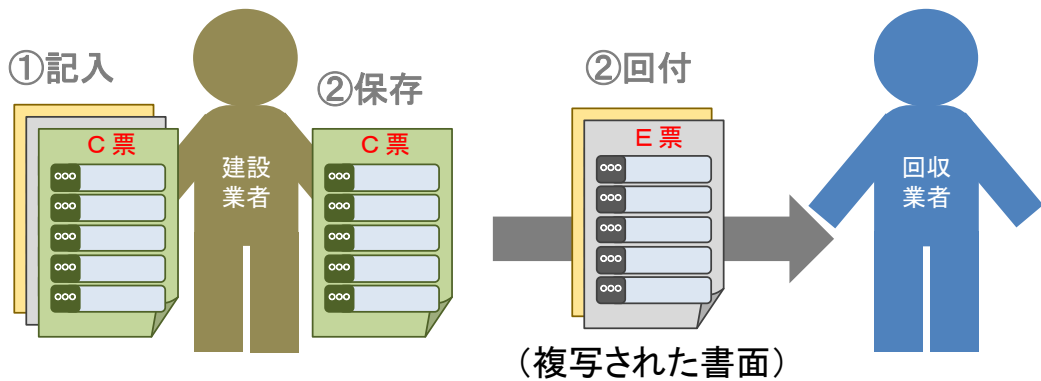
「(乙)第一種フロン類引渡受託者」の空欄部分を記入します。

フロンの引渡先として「(丁)第一種フロン類回収業者」をチェックして下さい。

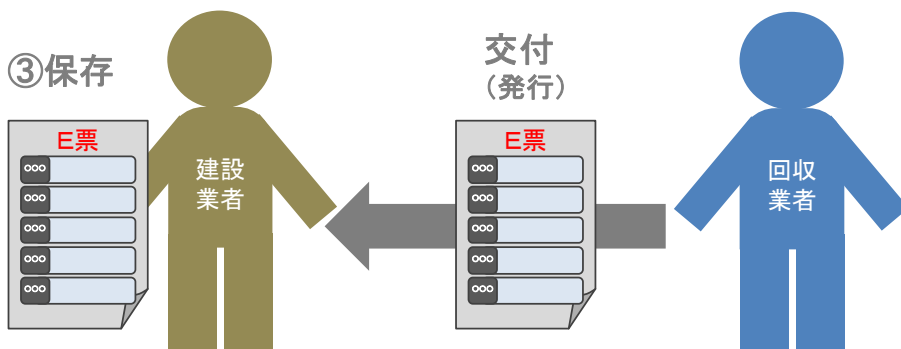
「(丁)第一種フロン類回収業者」の欄を記入します。

回収業者の登録番号、氏名、住所、電話番号等を回収業者に確認して記入してください。

② 記入したC票を控えとして保存し(3年間)、複写された後ろの書面(E、F票)を回収業者に渡して下さい。



③ 回収業者から渡された引取証明書(E票)を保存して下さい(3年間)。



業務用冷凍空調機器からのフロン回収には時間がかかります

業務用冷凍空調機器からのフロン回収には時間がかかります。特に、ビル空調などの大型機器や長い間使用していなかった機器、冷媒配管が長い場合や外気温が低い場合などは回収作業に相当な時間がかかります。工事発注者、建設業者、回収業者間で回収時期や回収に要する時間についてよく打合せを行ない、解体工事のスケジュールを調整して下さい。

なお、フロン回収を行う前に冷凍空調機器を数分間、冷房運転すると(暖機運転という)、回収効率が上がり、回収時間が大幅に短縮できます。

そのため、フロン回収は電源設備を撤去する前に行うようにして下さい。



なぜ、フロンは回収しなくてはいけないのでしょうか？

フロンは、1930年頃にアメリカで開発され、冷蔵庫を冷やす優れた性質があり、また、引火性や有害性がないことから、瞬く間にフロンを使った冷蔵庫が世界中に広まりました。しかし、1970年代になって、フロンにはオゾン層を破壊したり、地球温暖化の原因となる性質があることが分かってきました。

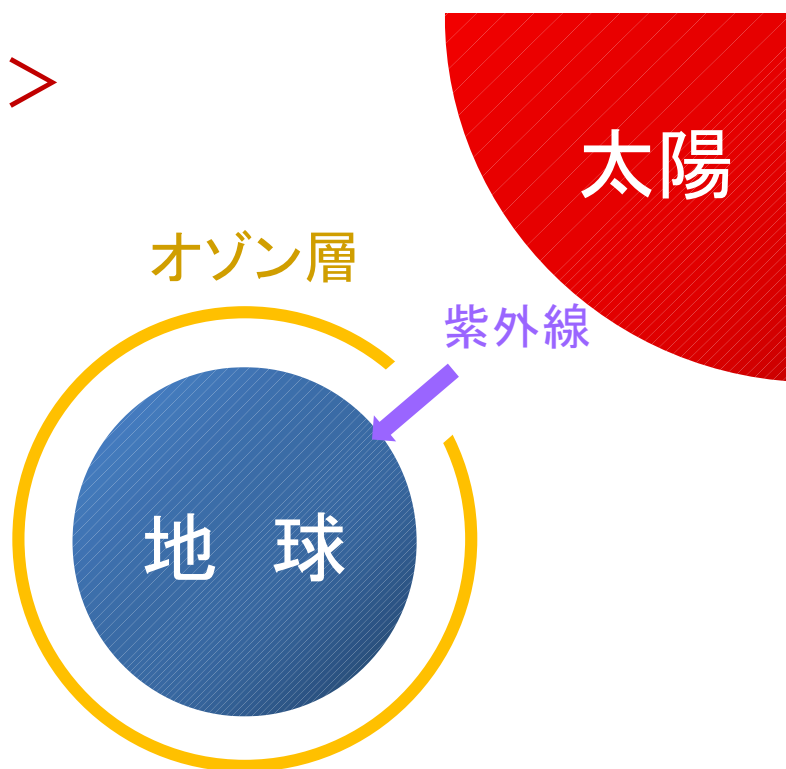
そのため、モントリオール議定書や京都議定書という国際的なルールで、世界中の国々がフロンの生産や排出を抑える取組を行っています。

日本でも、フロン回収・破壊法、自動車リサイクル法、家電リサイクル法でフロンの回収が義務付けられていますが、業務用冷凍空調機器のフロン回収率※は3割程度にとどまっています。

※ 法律に基づき報告された1年間に回収されたフロンの総量を、1年間に廃棄された機器内に充てんされていたフロンの推計量で割った数値。

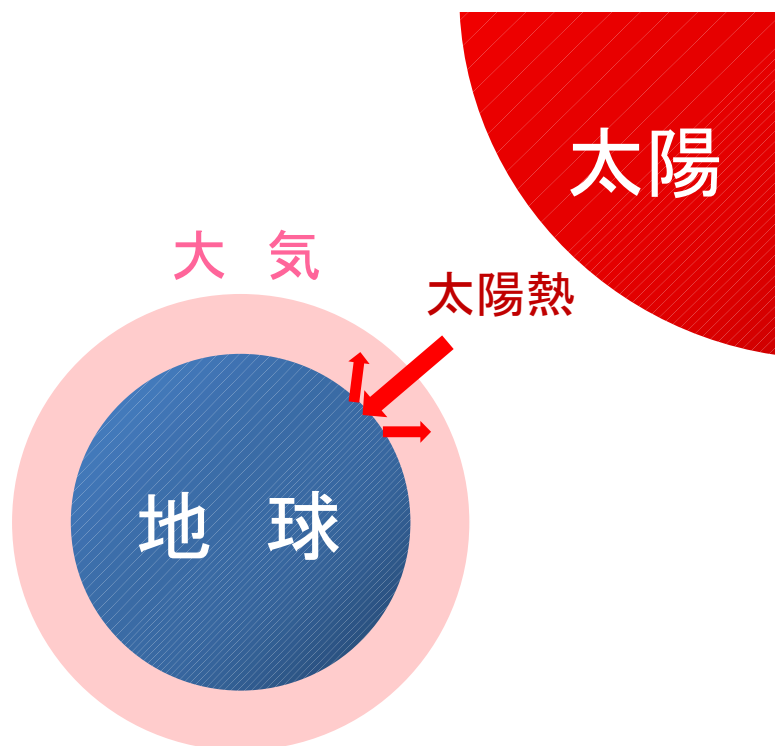
<オゾン層破壊の問題>

地球の上空には、オゾン層というカバーがかかっています。太陽からの有害な紫外線を遮ってくれていますが、エアコンなどから放出されたフロンによって、このオゾン層が壊され、地上にいる人間が直接、紫外線を浴びて目や皮膚の病気になってしまうのがオゾン層破壊の問題です。



<地球温暖化の問題>

二酸化炭素やフロンには太陽の熱がたまりやすい性質があるため、発電所で石炭を燃やして発生した二酸化炭素やエアコンなどのフロンが大気中に大量に放出されると、地球全体が温室のように暑くなり、異常気象が起きたり、農作物の収穫が減って食糧危機が起きたりすることなどが地球温暖化の問題です。

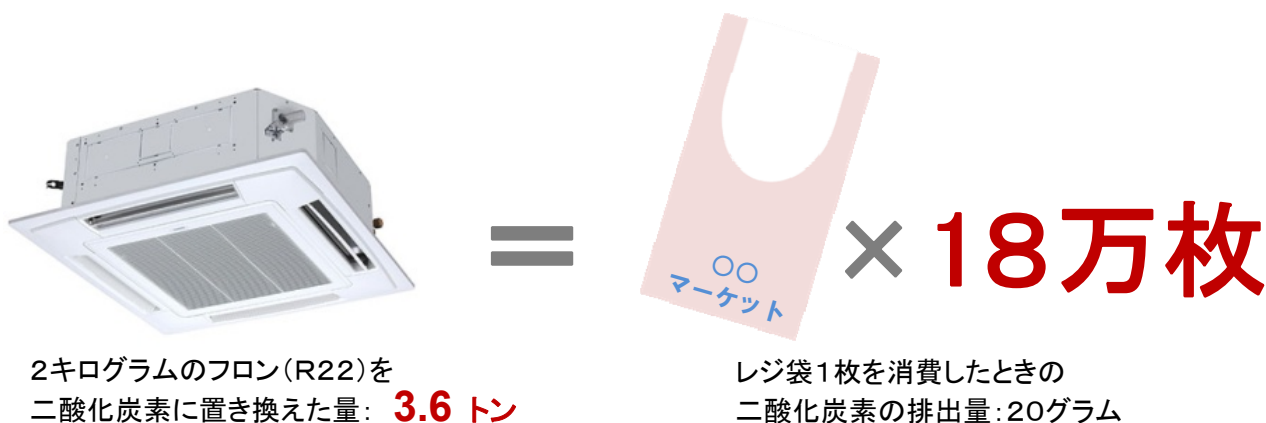


フロンは人体への直接の有害性はありませんが、このようにオゾン層破壊や地球温暖化などを引き起こすため、大気に放出せず、回収しなくてはならないのです。

代替フロンで問題は解決していません

これまでオゾン層保護対策として転換が進められてきた「代替フロン」はオゾン層破壊の影響は弱い(あるいは全くない)ものの、**地球温暖化については、二酸化炭素の数百倍から数千倍ともものすごく強力な温室効果ガスです。**例えば事務所のエアコンからフロンを放出させてしまうと、二酸化炭素3.6トンほど※を放出したことになります。皆さんが、日頃、地球環境のためにと、エアコンを弱めたり、レジ袋を使わないようにして、二酸化炭素の排出を減らそうとがんばってみても、フロンをほんのわずかでも放出してしまうと、**このような努力はすべて無駄になってしまいます。**

※ フロンR22(地球温暖化係数GWP=1,810)を2キログラム使用しているエアコンの場合



だから、フロンを使っている冷凍空調機器を廃棄するときは、関係者一人ひとりが注意を払って、フロンが大気に放出されないようにすることが大切です。